

【収入が減少している場合：自営業の方】

申請に必要な書類	例
(1) 受給申請書	<b>大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の5）</b> ※在学している学校から配布されます。 必要な場合は学校に申し出てください。
(2) 奨学のための給付金に係る誓約書	<b>奨学のための給付金に係る誓約書</b> ※在学している学校から配布されます。 必要な場合は学校に申し出てください。
(3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類	<b>国または地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 などの公的な証明書類の写し</b> 上記のような証明書類が提出できない場合は <b>家計急変の発生に関する申立書</b> ※収入が減少している理由を記載の上、提出してください。 ※申立書が必要な場合は学校に申し出てください。
(4) ①家計が急変する前の収入を証明する書類	<b>令和2年度の課税証明書（原本）、 令和2年度の市町村民税・府民税納税通知書（課税 明細書）の写し など</b>
(4) ②家計が急変した後の収入を証明する書類	<b>税理士又は公認会計士の作成した証明書類（原本）</b> ※申請する月の直近3ヶ月分が必要です。 ※税理士や公認会計士の証明がないものは認められません。
(5) 生徒本人の健康保険証の写し	申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。
(6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<b>扶養親族全員分の健康保険証の写し 等</b> ※(4)①にて扶養親族の人数が明記されている場合は提出不要です。
(7) 保護者等の住民票	<b>保護者等（親権者全員）の住民票（原本）</b> ※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。 ※保護者等の住所を確認します。生徒等や個人番号が記載されている住民票は不要です。 ※控除対象配偶者の住民票も必要です。
以下の書類は、区分2にて申請する方のみ提出が必要です。 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。 <区分2> 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	
(8) 兄弟姉妹の健康保険証の写し	
(9) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書	次の①または②に該当する場合は提出してください。 ①高等学校等に在学する兄弟が23歳以上 ②弟、妹が通信制の高等学校に在学している

※追加で別途提出書類をお願いすることがあります。